慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『儀式』『延喜式』における皇太子の正月受賀儀礼について
Sub Title	The newyear ceremony at the court of crown prince provided by Gishiki (儀式) and Engishiki (延喜式)
Author	藤森, 健太郎(Fujimori, Kentaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.62, No.1/2 (1992. 11) ,p.75- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19921100-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『儀式』『延喜式』における皇太子の正月受賀儀礼について

藤森　健太郎

はじめに

『儀式』巻六には「同日拝二賀皇太子一儀」という編目名で、正月二日における皇太子に対する群臣の賀を載せている。また『延喜式』巻四十三春宮坊には、「二日受二宮臣朝賀一儀」・「同日受二群官賀一儀」を載せる。これらと、『大唐開元礼』（以下『開元礼』）巻百十二「皇太子元正冬至受二群臣賀一」・百十三「皇太子元正冬至受二宮臣朝賀一」とを比較するのが本稿での作業である。(1)

早く倉林正次氏は日唐の当該儀礼を比較され、日本の儀礼が「唐礼と緊密な関係をもっていることは明確」であるとされた。特に、宮臣の朝賀については、『延喜式』の規定は「開元礼をそのまま典拠にしたと思われるごとき錯覚を持つほど共通している」とされた。(2)

一方所功氏も、皇太子に対する群臣からの賀について『儀式』の典拠は『開元礼』であるとされ、また、『延喜式』の規定はより『開元礼』に忠実になるとされた。(3)

本稿はこの二大業績を踏まえ、『儀式』『延喜式』は『開元礼』を典拠としているという前提から出発し、右の作業を行うものである。本稿の構成は、第一～三節で群臣からの賀を、第四節で宮臣からの朝賀を扱い、第五節ではこれらの儀礼の実例を概述し、最後にまとめを置くものである。本稿の方法は、先の拙稿「日本古代元日朝賀儀礼の特質」（『史学』六一―一・二、一九九二年、以下前稿と称す）と同様であり、その結果を前提とするものである。(4)

一　群臣から皇太子への賀の概要

日唐の差異を考える際には、儀礼のおおよその概略を比べるのみでは不十分で、細部をも見ていかなければならない。しかしその前に、この儀礼の概要をまとめておく。

『開元礼』巻百十二[5]に規定する当日の儀礼の概略を整理すると、次のようになる。

①儀衛陳列。
②文武群官、東宮朝堂[6]にて公服を服す。
③侍衛官、皇太子を閤[7]に奉迎。
④掌儀・賛者など参入。
⑤吏部・兵部・戸部、群官を朝堂の外に出す。
⑥通事舎人、群官を門外の位に就ける。
⑦通事舎人、「非二昇殿一者」（四品以下）を参入・就位させる。東西面。
⑧皇太子、着座。西向。
⑨通事舎人、三品以上を参入・就位させる。殿上で南北面。
⑩皇太子、座の後ろに立つ。
⑪群官、再拝。
⑫「群官為レ首者」、東面し、ひざまずいて賀す。
⑬皇太子、再拝。
⑭皇太子、左庶子を通じて宣令。（殿上で宣せられる。）
⑮群官、再拝。
⑯皇太子、坐す。
⑰群官、就座。（この後、「会」となるが、略す。）

一方、『儀式』巻六[8]の、当日、版位を立てるための標を置いた後からの規定は次のようになっている（『延喜式』巻四十三でも内容的には同様）。

a式部省の官人、五位以上・六位以下を南門[9]の前に列立させる。
b式部官人、五位以上の版位を殿庭内に、六位以下のそれを南門外に置く。
c掌儀・賛者、参入。
d皇太子、着座。西向（『延喜式』による）。
e親王以下五位以上、参入・就位。（明記がないが、版位の位置からして北面であろう。）
f式部官人、六位以下を門外の位に就ける。（同じく北面であろう。）
g皇太子、座の後ろに立つ。
h群官、再拝。

i「賀寿者」、西階より昇殿。東面し、ひざまずいて賀す。降殿して本位に復す。
j群官、拝。
k皇太子、東宮亮を通じて宣令。（亮は殿の下に降りる。）
l群官、拝舞。
m皇太子、着座。
n群官、再拝・退出。
o式部官人、版位を取り除く。（『延喜式』ではこの後、宴会となる。）

以上の整理をもとに、より細部を見つつ、儀礼の構造を具体的に検討していこう。

二　皇太子と君主

まず、前稿で詳述した皇帝ないし天皇に対する群官の朝賀との違いをみる。この点では、『開元礼』巻百十二と、『儀式』巻六および『延喜式』巻四十三とで共通する部分が多い。

第一に、『開元礼』でも『儀式』『延喜式』でも、編目名に「朝賀」という文言はない。正確にいうと、「朝」という字が用いられていない。これは、皇帝・天皇との格差を示すと考えられる。つまり、群臣は皇帝の臣であって、原則として皇太子とは君臣関係にないことを示すと思われる。

第二に、参加者の範囲に格差がある。皇帝・天皇の場合のように蕃客が参加することは規定されていない。

第三に、皇太子は西面する（⑧、d）。これも皇帝・天皇が群官に対して南面するのとは格差を設けていることになる。『隋書』礼儀志によると、北周では太子が南面して宮官の朝賀を受けた。隋の開皇年間、皇太子楊勇は、この故事によって受朝したが、この時は宮臣のみならず一般の京官も北面して称慶した。隋文帝はこれに疑念を持ち、以後は皇太子は西面して宮臣のみの称慶を受けることになった(10)。『開元礼』では、群官からの賀が復活していることになるが、皇太子西面という形式になっているのである。『儀式』もこれを踏襲している。

第四に、皇太子は座の後ろに立って賀を受ける（⑩、g）。皇帝・天皇は座ったままである。

第五に、賀の文言に格差がある。陛下と殿下という称号の差はいうまでもないが、それ以外にも注目すべき差異がある。『開元礼』の場合、皇帝に対する賀詞では「与レ天同レ休」となっている部分が、皇太子では「与レ時

同レ休」になっている。また、皇帝には「某官臣某」と自称するのに(11)、皇太子には自称しない。日本の場合、天皇に対する賀詞は「新年乃新月乃新日爾、与二天地一共爾、万福乎持参来、天皇我朝庭乎拝仕奉事乎、恐美恐美毛申賜止申、」という（『儀式』巻六元正朝賀儀）が、皇太子の場合には、「新年能新日尓、万福乎持参来岐、拝供奉良久止申」とある（『延喜式』(12)）。つまり、皇太子の方には「天地」や「朝庭」といった文言や「新月」の句がないのである(13)。具体的な格差の付け方には日唐で違いがある。しかし、賀詞における君主との格差が、天の運行ないしは時間秩序に関しても付けられているという点では共通する。また、天皇に賀を申す者の自称は、「明神止御二大八洲一日本根子天皇我朝庭爾仕奉流親王等王等臣等百官人等天下百姓衆諸」となっている（『儀式』巻六元正朝賀儀）が、『延喜式』によると皇太子に対してはこのような自称はない。天皇に対する自称からして唐とは違い個人名ではないので、同列に論じられないところもあるが、君主との格差の表現法としてはある部分で唐礼と共通するものといえよう。

以上の五点に関する限り、君主と皇太子との格差の付け方において、『儀式』は『開元礼』を比較的忠実に模倣している。ところが、この同じ儀礼の中でも、皇太子と群臣の関係は唐とはより違って表現されているようなのである。

三　皇太子と群臣

皇太子と群臣との関係という観点から『開元礼』と『儀式』『延喜式』の違いを挙げてみよう。ここでは、前稿の方法を踏襲し、A賀と宣令のやりとりの形式、B儀礼上における皇太子の性格、C同じく群臣の性格、という観点でまとめてみた。

〔A賀と宣令のやりとりの形式〕（⑫・⑭、i・k）

賀と宣令のやりとりの形式は、

『開元礼』

群臣（群官為首者が代表）――→皇太子
　　↑　　　　　　　　　　　　左庶子

『儀式』『延喜式』

群臣（賀寿者が代表）　→　皇太子
　　↑　　　　　　　　　　　坊亮

となっており、日唐で基本的に違いはない。

〔B儀礼上における皇太子の性格〕

まずは、皇太子の周囲の空間から考察しよう。

『開元礼』では三品以上が殿上にいる（⑨）。『儀式』では三位以上も殿の下に立っている（b・e）。このことは、『開元礼』では賀と宣令が殿上で行われるのに、『儀式』では賀は殿上で述べられるが宣令は殿の下で行われることと関係があろう（⑭、k）。

同じく皇太子の周囲の空間の問題として、殿上の儀仗についてみる。『開元礼』には「諸衛率各勒二所部一屯レ門列レ仗、」とあるのみで不分明であるが、『大唐六典』[14]（以下『六典』と略称）には次のような諸記述があって、殿上の儀仗の存在が分かる。

『六典』巻二十八太子左右衛及諸率府より

左右衛率掌、（中略）凡元正・冬至皇太子朝二宮臣及諸方使一、則率二衛府之属一、以二儀仗一為二左右廂之周衛一、

左右内率府之職掌、（中略）凡皇太子坐レ朝、則領二千牛備身之属一升レ殿、

左右衛に関する引用史料には「朝二宮臣及諸方使一」という不分明な文言がある。『開元礼』による限りでは、宮臣の朝賀には朝集使や諸州使人などは参加せず、群臣からの賀に参加するはずである。しかしここでは、今問題にしている群臣からの賀でも、後述する宮臣の朝賀でも、この史料が当てはまるとしておく。いずれにしろ、東宮正殿上には儀仗が立っている。

さて、日本では儀仗の位置はどうであろうか。『儀式』からは不分明であり、『延喜式』でもよく分からない。ただ後世の『北山抄』[15]巻一、二日二宮大饗事には、「次着二東宮饗所一、（中略）帯刀等陣二左右一、」とあり、『江家次第』[16]巻二、二宮大饗には、「次着二東宮饗一、（中略）帯刀舎人等相分陣二左右前庭一、」とある。第五節で述べるように、いわゆる二宮大饗へと変質してしまった後の儀礼を、『儀式』『延喜式』段階のものと同一視することはできない。さらに『北山抄』『江家次第』で想定している会場は東宮雅院ではない。したがって、右の記述を『儀式』『延喜式』段階の儀礼に無批判に適用することには問題がある。しかし日本では当初から殿上に儀仗が立たなかった可能性が高いと思う。恐らくは天皇の元日朝賀儀礼の場合の近衛や内舎人のように、正殿の階下付近に立っていたのではなかろうか。

『開元礼』にはみえる殿上にいる参加者（三品以上）や殿上の儀仗に該当するものが、日本ではいないことを推測したが、皇太子の周囲の空間に関する最後の問題と

して、皇太子に侍する者達の位置についてみてみたい。前稿では、元日朝賀儀礼に臨む唐帝の周囲に「供奉官」と呼ばれる宰相たちが立ち並ぶことを述べた。これに対して日本の天皇の周囲には、女官の他には少納言二人と殿上侍従四人しかいなかったのである。皇太子の場合はどうであろうか。残念ながら、日唐いずれの場合にも、君主の周囲ほどには事情は明らかではない。唐の場合、左庶子が殿上にいるのは間違いない。また、掌儀・賛者も殿上にいた。日本の場合には、『儀式』に「坊亮升二西階一、向二東北一立、」とあり（『延喜式』も同様）、坊亮は左庶子同様殿上にいる。しかし、掌儀・賛者は殿庭にいることになっている。

以上三点を要するに、日本の皇太子の周囲の空間の方が、ある意味で隔絶性が強かったといえよう。

日本の皇太子のある意味で隔絶した性格は、周囲の空間の性格のみではなく、儀礼の次第にも現れている。

『開元礼』では、左庶子が皇太子に、「殿下為レ至レ公興、」と請い、皇太子は立つ（⑩）。つまりこの行為が、参加者の中でも「公」と呼ばれるような身分（三品以上）に敬意を払うためのものであるということが明らかである。日本でも『延喜式』に「東宮降レ座而立」に注して「若大臣不レ在者不二降立一」とあるので、大臣以上に対する敬意であると分かる。(17)「公」と「大臣」という違いは興味深いが、三品以上・三位以上の者への敬意という点では共通する。ところが『開元礼』には、「若有二三公・諸伯叔一、則降二一立於東階下一西面、」という分注がある。『儀式』『延喜式』にはこのような規定はない。想定される参加者の中に大臣や親王がおり、これが「三公・諸伯叔」に当たる可能性があるのにもかかわらずである。

また、『開元礼』では皇太子が賀を受けて再拝するのに（⑬）、『儀式』『延喜式』にはこれに当たるものがない。(18)

〔C儀礼上における群臣の性格〕

群臣の性格について見る。

まず、版位の位置である。『開元礼』の規定では版位は前日に置かれることになっている。その範囲は、京官と朝集使・諸州使人、諸親である。このうち文武京官のみをピックアップして概念図にしてみたのが図1である。一方、『儀式』の規定による版位の位置を図2にしてみた。文武官分列の有無などの皇親・官僚制度そのものに起因すると思われる差異を別にすると、その違いは、イ先述のように、『開元礼』では三品以上が殿上にいる。

殿上では南北面する。しかしこれは、君主南面・臣下北面という原則に抵触するものではなく、皇太子の座の前に向かい合って立っているということであると思われる。彼らは、入場も皇太子着座の後であるという点で四品以下と区別されている（⑨）。一方、『儀式』では全員が殿の下におり、参入・就位は全て皇太子着座後である（e・f）。

ロ『開元礼』では、先述のように三品以上は殿上で南北面し、皇太子の着座の前に参入する四品以下は殿の下で東西面している（⑦）。『儀式』では全員北面であると思われる（e・f）。

ハ『開元礼』では、全員が殿庭に入っている。『儀式』では、六位以下は門外である。

ということになる。つまり、『開元礼』では一貫して「公」（三品以上）と四品以下との区別をはっきり付けているのに対し、『儀式』では、全参加者を同じように扱っている要素（イ・ロ）と五位以上と六位以下を厳し

図1

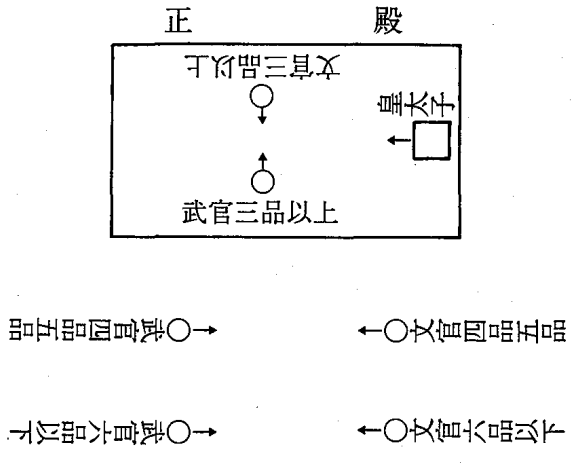

図2

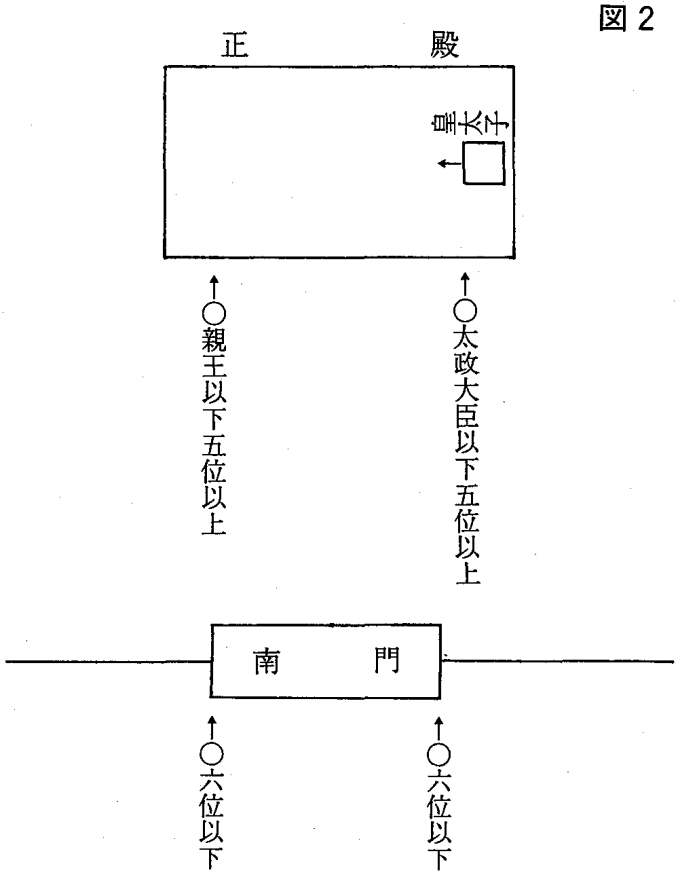

く区別しようとする要素（ハ）が並存している。[19]

版位の問題の次に、群臣がいる空間の管理という問題がある。

『開元礼』では、門外で群臣が待機するための版位は太常寺の奉礼郎が設けるが、殿庭内の版位は、典設が設ける。典設は太子左春坊に属する典設局のことである。ところが『儀式』では、門外も殿庭内も全て式部省の官人が設ける。（ただし『延喜式』によると、正殿上の皇太子の座は主殿署が設ける。）

唐では、太子左春坊に掌儀二人と賛者四人がいる。ところが日本の場合、『延喜式』によると掌儀は式部輔、賛者は式部録である。

『開元礼』『六典』によれば、皇太子に付属する諸衛府が門も殿庭も警備を担当する。日本でも、正殿に近いところは帯刀舎人が列仗したのであろうが、『延喜式』によると、「左右兵衛各屯二門外一（中略）左右兵衛尉各一人、率二兵衛二人一開門一」とある。つまり、天皇直属の軍隊である兵衛府が門の警備や開門を担当しているのである。

『開元礼』では、東宮朝堂を出るのは吏部（文官担当）・兵部（武官担当）・戸部（朝集使・諸州使人担当）の指導のもとに行われるのであるが（⑤）、それから先殿庭参入・就位を案内するのは、通事舎人である（⑥・⑦・⑨）。同名の官は門下省にもいるが、ここにみえるのは太子右春坊にいる太子通事舎人であろう。ところが、『儀式』では、親王以下五位以上の参入・就位に当たっては、これを先導する者はなく、ただ式部省掌が門外左右に立って「容止」と称する（e）。六位以下は、式部省の丞・録・史生・省掌が門外位に就ける（f）。

要するに、『開元礼』では東宮の門から内は東宮に付属する官の管轄という原則がはっきりしている。『儀式』『延喜式』では、東宮の門内まで東宮官ではない官の管理下に入っている。

前稿で見たように、『開元礼』の皇帝に対する朝賀では、太極殿庭は中書・門下両省が管理するのが原則であって、そこに参入する者は、文官であろうと武官であろうと朝集使であろうと蕃客であろうと、全てこの管理下に入るのである。唐の皇太子の受賀儀礼が、皇帝の場合の太極殿にあたる嘉徳殿で行われるのであるとすれば、そこを管理するのは中書・門下に当たる左右春坊でなければならないのであって、群臣であれ宮臣であれその管理下に入るはずであり、現にそうなっている。日本の群

臣からの賀では東宮は東宮機構が管理するという唐のような原則はなく、東宮機構と式部省がその管理区域を分けあっている。

ここで想起されるのは、前稿での結果である。前稿では、『開元礼』の元日朝賀儀礼は群臣たちを皇帝の空間たる太極殿庭に参入させて行われるものであること、対する『儀式』のそれは、天皇の占有空間（龍尾壇上・中務省管理）の前面に広がる群臣の空間（朝庭・式部省管理）に、官人集団が集合して朝賀するというものであること、を論じた。皇太子に対する群臣の賀でも、これと似たような空間構成が現象している。

以上A・B・C全体をまとめる次ののようになる。

『開元礼』などによる唐の皇太子に対する群臣の賀は次のようなものである。まず四品以下の群臣を東宮機構の側が東宮に招き入れて皇太子が着座するのを待つ。皇太子が着座した後、「公」＝三品以上の高官を今度は皇太子が降座して殿上に迎える。その殿上を舞台に賀・宣令が行われる。これに対し、『儀式』や『延喜式』に規定される日本の皇太子への群臣の賀は、次のような儀礼であった。すなわち、東宮の殿庭とその門外＝東宮機構ではなく式部省が管理する場所に、群臣が参集する。そして、隔絶性の強い正殿上にいる皇太子を殿の下（五位以上）、及び門外（六位以下）から拝する。賀を述べるのは殿上であるが、宣令は殿の下で行われる、というものであったのである。

なお、『延喜式』には『儀式』にはなかった、受賀の後の宴会の規定が付されている。文言もより『開元礼』に近いように思われる。しかし、右に述べた『開元礼』との内容上の違いには変更はないのである。

四　皇太子と宮臣

『開元礼』巻百十三「皇太子元正冬至受二宮臣朝賀一」の規定から、儀礼当日の記述を整理すれば、次のようになる。

①儀衛陳列。
②宮臣、重明門[20]の外に集まる。
③侍衛官、皇太子を閤に奉迎。
④典儀・賛者、参入。
⑤通事舎人、宮臣を門外の位に就ける。
⑥通事舎人、六品以下を参入・就位させる。北面。
⑦皇太子、着座。西向。
⑧通事舎人、五品以上を参入・就位させる。北面。

⑨宮臣、再拝。
⑩「為」首者」、西階より昇殿して、皇太子の前にひざまずき（東面）、賀を称す。降殿してもとの位に復す。
⑪皇太子、左庶子を通して宣令。（左庶子は殿の下に降りる。）
⑫宮臣、再拝（三回）。
⑬左庶子、儀礼の終了を言う。
⑭通事舎人、宮臣を退出させる。
⑮皇太子、降座して入る。（この後、「会」となるが、略す）

一方、『延喜式』巻四十三春宮坊「二日受」宮臣朝賀」儀」に載せる規定の当日の次第は次のようである。なお、宮臣朝賀は、群臣からの賀の前に行われることになっている。

a儀衛陳列。
b宮臣、南門外に集まる。
c皇太子、着座。西向。
d典儀・賛者、参入。
e宮臣、参入・就位。北面。
f宮臣、再拝。
g「宮臣為」首者」、西階より昇殿して、皇太子の前にひざまずき（東面）、賀す。降殿してもとの位に復す。
h宮臣、再拝。
i皇太子、春宮亮を通して宣令。
j宮臣、称唯再拝、舞踏再拝、再拝。（亮は殿の下に降りる。）
k宮臣、退出。
l皇太子、降座して入る。

まず、皇太子に対する群臣の賀との違いを述べよう。編目名は、群臣からの「賀」に対して「朝賀」となっている。また、皇太子は座を降りないで朝賀を受ける。これは、群臣に対するときと宮臣に対するときの皇太子の立場の違いを表す。（ただし、この場合にも南面はせず、西面である。）同様のことは、宣令の次第にも見られる。群臣からの賀では、宣令は一段であったが、宮臣からの朝賀においては、「令旨、」（『開元礼』）、あるいは「御命有利登宣、」[21]（『延喜式』）という一段があり、宮臣が再拝してから二段目の本文に入る。これも、群臣に対する時と宮臣に対する時の太子の立場の違いを示すものであろう。これらの点については、日唐の儀礼は、群臣に対する場合と宮臣に対する場合の皇太子の立場の違いを、ほぼ同じ方法で表現していると言える。

つぎに、宮臣からの朝賀自体の日唐の次第を比較してみる。この点についても両者の差異は群臣からの賀に比べれば小さい。前節と同様の方法でまとめてみよう。

〔A賀と宣令のやりとりの形式〕(⑩・⑪・g・i)

賀と宣令のやりとりの形式は、共にそれぞれ群臣からの賀・宣令とほぼ同じである。その文言は群臣からのものと大体同じである。したがって、群臣からの賀の文言にあった日唐の差異はここでも同様であるということになるが、『開元礼』でも「為首者」や左庶子が殿の下に降りてから宣令があり(⑪)、群臣からの賀であったような、宣令の舞台の日唐の差異はなくなっている。

〔B儀礼上における皇太子の性格〕

皇太子をめぐる空間の性格については、群臣からの賀の場合と同様の差異があったと推測される。しかし、その他の要素に関しては、日本の皇太子の隔絶性が特に目立つような差異はないように思われる。

〔C儀礼上における宮臣の性格〕

『開元礼』は入場を二段構えにしていて[22](⑥・⑧)、日本の宮臣の方は一度に入場する(e)。しかし両者とも全員北面していると思われる[23]。

宮臣のいる空間の管理の点でも、類似点が多い。すなわち、『延喜式』では、典儀は坊進、賛者は坊属が務めることになっている。また、殿庭に置かれる宮臣の版位は、この典儀＝坊進が設ける。さらに、宮臣の参入の際には式部省は関与しない。唐においてこれらを担当する官に比べれば臨時的な性格が強いが、ともあれ春宮坊が取り仕切っている。もっとも、儀仗や門の管理は兵衛府が行っているが、日本の皇太子が少人数の帯刀舎人の他に唐のような衛府を持っていない以上、致し方のないことであろう。

日本における群臣からの賀においては、唐とは違って東宮殿庭の南半は東宮機構の管理下に入っていなかった。これに対して宮臣朝賀では、唐と同様に全域が東宮機構の管理下にあるのである。

正月の朝賀に表れる限りでの皇太子と宮臣との関係は、入場の次第などに差異を残しつつも、『開元礼』と『延喜式』とで比較的違わない形で表現される。もちろん、実際には日唐の東宮機構は根本的に違っているのである。荒木敏夫氏によれば、唐のそれがいわば皇帝の持つ官僚機構のミニチュアであったのに対し、日本の機構の構成原理は、令制前の大王の家産制組織に求められるという[24]。にもかかわらず、皇太子と宮臣の関係が唐礼とそれほど

異ならないように表現される理由を見出すのは難しい。(25)

国家にとって重要な儀礼ほど、その国家独自の観念的秩序を再生産する機能という点で支配層の期待を多く負うのであり、その秩序を忠実に表現すべく制約を受けるのではないかと思う。本節で見た宮臣からの朝賀よりも前節で見た群臣からの賀の方により多くの改変が加えられているということは、もしそれが儀礼空間の広狭や官人数の多少に関する日唐の違いといった便宜的理由のみによるのでなければ、日本の皇太子・群臣関係を表現するのに、唐礼そのままでは何かしら不適当であったことを示しているのかもしれない。

五　日本古代の皇太子正月受賀儀礼の歴史

日本における皇太子の正月受賀儀礼の実例記事は多くはない。

宮臣からの朝賀については特に不分明である。

『西宮記』(26)巻一、二日二宮大饗に引かれる「九記」には、

天暦五年正月三日、東宮侍臣以下、於二南庭一奉拝、四位五位一列六位一列、北面東上、撤二昼御座一、立二候掃部寮椅子一、（中略）昨日依レ雨今日行レ之、〔昨日大饗也、〕

とある。これは、「宮臣」ではなく「東宮侍臣以下」の拝礼と記されている。しかし同じ『西宮記』に引く「天暦五年正月二日小一条記」には、「三日東宮々臣致二拝礼一」とあるので、その意味に変質が生じていたとしても(27)、天暦五年の儀礼は、宮臣からの朝賀の後身であったようにも思われる。とはいえ、細かい次第は不詳であるし、記されている範囲でも宮臣朝賀の原則と違いがみられる。

つぎに群臣からの賀については、現存の史料による限り、弘仁年間には始まったと思われる。(28)『弘仁式』式部省「同日皇太子受賀」にその規定がみられるのである。ただ、これと『延喜式』(29)巻十九式部下「同日皇太子受賀」を比べると、前者では「群官五位以上入就二門内版一、（割注略）六位以下就二門外版位一再拝舞踏、礼畢而退、」と、就位・再拝のみで儀礼が終了するがごとくである。後者は、『儀式』『延喜式』巻四十三と同様に称賀・宣令の次第を載せている。前者を単なる省略ととるのは難しく、『弘仁式』と『儀式』の間（『儀式』を『貞観儀式』と解すればであるが）(30)に、称賀・宣制が加わったとするべきであろう。したがって、本稿での考察結果の細部は

弘仁年間には適用はできない。しかし『弘仁式』からも、群臣が誰も昇殿しないという日本の特色は認められる。むしろ逆に言えば、『弘仁式』から『儀式』への変化は唐礼に近付くという性質のものであったのにもかかわらず、本稿で析出した差異が残ったということになるのである。

その後の群臣からの賀の儀礼に関しては、周知のように『類聚国史』に天長年間の例がある(31)。しかしこの儀礼はやがて「二宮大饗」へ変質してしまう(32)。

『日本三代実録』(33)貞観十七年正月二日条には「凡正月二日、親王公卿及次侍従已上奉二参三宮一賜宴、例也、」とあるが、これは、参加者の範囲をみても分かる通り、専ら宴の方について言っているのに過ぎない（同十八年正月二日条も同様）。実際にも宴の前に賀がなかったとは断定できないが、『三代実録』の時代には早くも饗宴の方が重視されていたのかもしれない。

『西宮記』巻二に引く「延長八年正月一日吏部記」は、親王の服喪期間中でも素服ではなく吉服を着して二宮大饗を行うべきであるとする根拠の一つとして、「二宮饗雖レ従二簡易一、非レ無二拝礼一、是用二朝賀儀一、」という醍醐天皇の発言を載せる。『西宮記』にはまた、承和六年芳子内親王の薨日が近かったために「無二拝礼一」であったのを先例にして、康保三年十二月に、翌四年は「不レ行二太子拝礼一」とするのが適当である、との奏がなされたという記事を載せる。したがって、十世紀にも皇太子に対する「拝礼」があったようである。しかし『西宮記』の二宮大饗の儀式文自体には、「王卿以下参二本宮一拝礼」というのみで、しかもこれは中宮の饗の前に行われるのであり、東宮の饗の前には拝礼に関する記述はない。『北山抄』巻一・『江家次第』巻二も同様である。『北山抄』には、「王卿以下、先進二御所一拝賀、」という本文に注して「式有二拝賀儀一、而近代所レ行如レ之、」とある。本文が拝賀について書きながらこのように注するのは一見不可解であるが、これも、「『延喜式』にみえるような正式の拝賀の儀が廃れ、簡略化された拝賀が行われているのである」という大意とすれば理解できよう。

ただし、延長八年の醍醐天皇の発言自体は、「従二簡易一」でも残ったかかる簡略化した拝礼のみについてのものなのか、あるいは本来の受賀儀礼を念頭においてのものなのか不詳である(34)。しかし大勢としては、受賀儀礼が変質し、著しく簡略なものへと変化してしまったことは確かであろうと思われる。このような変化が起こった目安と

しては、東宮が内裏の中に移ってしまう[35]十世紀前半を考えるべきであろうか。

二宮大饗へと変質してしまった後の儀礼は、たとえ形骸化した拝礼を伴なっていたとしても、唐礼との比較という観点からは、『儀式』や『延喜式』に載せられるような儀礼とは別に考察するべきであろう。

このように、『儀式』や『延喜式』のような儀礼が実際にどれだけのイデオロギー的機能を発揮し得たかは不分明である。ある程度実効があったとしても、その存続期間は非常に短かった。しかし、これらの儀式文が唐の礼書を典拠にしている以上、その改変のされかたには、儀式文が書かれた当時の日本の支配層の意識がある程度投影されている可能性がある。

おわりに

本稿で明らかになったことをまとめれば、次のようになる。

『延喜式』に規定する皇太子に対する宮臣からの朝賀は、『開元礼』と比較的似たものになっていた。ところが『儀式』や『延喜式』に規定される群臣からの賀においては、隔絶的な空間にいる皇太子を、東宮機構ではなく式部省の管理のもと、殿庭南半（五位以上）及び門外（六位以下）から拝するというように唐礼を改変しているのである。細かな差異の多くも、皇太子と群臣の関係に関して唐礼を改変している結果生じたものであると言えよう。このような日本の皇太子のある意味での隔絶性は、前稿、及び弥永貞三氏による釈奠の研究[36]の結果と関連すると思われる。

前稿では、日本の元日朝賀儀礼に現れる皇太子の「超越性」を、「良人共同体」の擬制的最高首長の後継者たる性格に関連させて考えてみたが、皇太子の正月受賀儀礼が弘仁～貞観期にかけて成立・整備された儀礼とすれば、「良人共同体」的イデオロギーが衰えたとも言われ、また、前代よりも唐礼の継受に積極的であったとも言われる時代にも、日本の支配層は唐礼の中に一部改変の要を認めていたことになろうか。

前稿では、『内裏式』『儀式』などに載せる天皇の元日朝賀儀礼の日本的特質を八世紀的な儀礼形式が保存された結果であるとし、かかる特質に対する平安時代の支配層の自覚については不明であるとした。しかしあるいは、平安時代の支配層は、そのような特質について自覚した上で唐礼との差異を解消しなかったのかもしれない。

前稿と同じく本小稿での結論は限定的なものである。『開元礼』を典拠にしつつそれを改変して日本の皇太子受賀儀礼を創出した支配層の観念を憶測したに過ぎない。皇帝と皇太子、皇太子と宮臣、および皇太子と群臣の関係を考える上で参考にし得る儀礼は皇太子受賀儀礼に限られないし、何よりも実際の皇太子の地位とその歴史的変遷は儀礼だけに規定されるものではあり得ない。この小論が、平安前期の皇太子の性格を考える上でささやかな一材料となれば、それだけで望外の幸せである。[37] 前稿と同じく、一門外漢に過ぎないにもかかわらず、中国史の領域に関して未熟な私見を述べる結果となってしまった。諸賢の御叱正を仰ぎたい。

（一九九一年一二月一〇日稿了・一九九二年三月補訂）

注

（1）これらの編目名を見て分かるように、群臣からは「拝賀」ないし「賀」であるが、宮臣からは「朝賀」である。しかし、本稿のタイトル中の「皇太子の正月受賀儀礼」は、両者の総称として用いている。なお、受賀儀礼の後に行われる「会」は、今回の考察では扱わなかった。いずれ別に考えたい。

（2）前稿の方法上の限界については、前稿中でも注意しておいた。しかしいずれは、方法的な問題についても私なりの基準を示すべきであろうと考えている。本稿ではとりあえず前稿の方法を踏襲し、その限界は前稿と同様であることを明記しておきたい。

（3）倉林正次『饗宴の研究』儀礼編（桜楓社、一九六五年）。

（4）所功「朝賀儀式文の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年所収）。なお、倉林・所両氏の研究の他に、年中行事としての「二宮大饗」に触れる書は多い（山中裕『平安朝の年中行事』塙書房、一九七二年、など）。

（5）参照した『開元礼』のテクストは、『大唐開元礼附大唐郊祀録』（汲古書院、一九七二年）である。以下の引用も同本による。

（6）東宮は、唐長安城宮城内、太極宮の東に隣接している。その構造については、平岡武夫編『唐代研究のしおり第七　長安と洛陽　地図』や徐松『唐両京城坊考』（中国古代都城史料選刊、一九八五年が最も読み易い）などを参照のこと。太極宮の縮小版的な構造のようである。なお、『開元礼』で皇太子が出る正殿は、嘉徳殿に相当しようか。

（7）ここでいう「閤」は、正殿の左右の回廊などに開くか、あるいは正殿の背後に開く門であると考えるのが自然であろう。であれば、奉化・奉義門などが相当しようか。

（8）参照した『儀式』のテクストは、神道大系本である。以下の引用も同本による。

（9）『儀式』が想定している会場は、東宮雅院＝西雅院であろう。後述する宮臣からの朝賀でも同様であろう。東

宮雅院については、山下克明「平安初期における「東宮」とその所在地について」（『古代文化』三三―一二、一九八一年）を参照のこと。なお、『儀式』では皇太子が着座するのは「寝殿」であり、『延喜式』では「正殿」である。名称からすると別の殿舎であるようにも思えるが、両者とも南門を入ってすぐにあるはずであり、同一の実体を指すととりあえず仮定しておく。以下は、「正殿」と呼称する。

(10)　『隋書』巻九礼儀志四。同書にはまた、皇太子をめぐる礼に関して北斉天保年間に起きた論争も詳述されており、非常に興味深い。『通典』巻七十一礼三十一嘉礼十六皇太子監国及会二宮臣一儀も『隋書』と同様な記述を載せる。

(11)　この自称形式は皇帝との君臣関係の表現である。前稿および尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、一九七九年）第二・三章を参照のこと。

(12)　『延喜式』の引用は、新訂増補国史大系本による。

(13)　『儀式』では、賀詞については「称詞如二元日内裏儀一、但不レ注二年月一」とある。「元日内裏儀」は、「内裏」という表現に問題が残るものの、天皇に対する元日朝賀儀礼と考えてよいと思われる。すると、「新年乃新月乃新日爾」から「新年・新月」を除く「新日爾」云々が皇太子の場合の文言であるということになる。しかしここでは、「不レ注二年月一」を「不レ注二新月一」の誤りかとする『儀式』神道大系本の校訂者の判断に従っておきたい。

(14)　『六典』の引用は、『大唐六典』（広池学園事業部、一九七三年）による。

(15)　『北山抄』の引用は、増訂故実叢書本による。

(16)　『江家次第』の引用は、増訂故実叢書本による。

(17)　同じく『延喜式』の宣令に関する記述にも、「新年能新日尓、万福乎平久永久受賜利坐部冬宣」という文言に注して「若大臣已上不レ在者無二坐部詞一」とある。なお、賀と宣令のやりとりが「万福」の交換という内容であることは、天皇に対する元日朝賀儀礼の場合と同様の日本的特質である。前稿参照のこと。

(18)　『開元礼』における皇太子の再拝は、群臣一般に対する敬意というよりも、直接的には、賀を言う高品者に対する敬意ととるべきかもしれない。しかしそれにしても、『儀式』との差異は基本的に変わらないことになる。

(19)　これらについては、前稿での分析を参照されたい。前稿においては、入場そのものにおいては、『開元礼』の元日朝賀儀礼の方が参加者を三品以上と四品以下に分けて入れること、一方『儀式』では参加者は一時に参集するが、それと同時に、待機の場所などの違いを通じて五位と六位との厳しい区別も表現されているということを指摘した。

(20)　徐松前掲書によると、重明門は、南から嘉福門・重明門・嘉徳門と重なる嘉徳殿前の諸門の二番目の門である。群臣が参集する東宮朝堂は嘉福門前にあると考えるのが自然であるから、宮臣は群臣よりも一つ内側の門の前に集まることになる。

(21)　『延喜式』では、令旨は口頭で「御命（ミコトと訓む

のであろう）」となる。文字表記と口頭での訓との関係という点で興味深い。

(22) ただし、ここでは、三品以上と四品以下ではなく、五品以上と六品以下で分けている。また、五品以上は昇殿しない。

(23) ただし『開元礼』では、宮臣の版位は殿庭に、正殿から見て文官左・武官右に分列して設けられる。ところが『延喜式』では、坊官の版位を左に、監や署の官の版位を右に置くという配置となっている。

(24) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』（吉川弘文館、一九八五年）。

(25) 宮臣の朝賀が『延喜式』から見えるということから、創出された年代が群臣からの賀の後であったと推測し、それが唐礼のより忠実な模倣を可能にしたのである、と考える向きもあるかもしれない。しかしその場合、同じく『延喜式』の群臣からの賀の規定が、内容的には『儀式』と同様の日本的特質を備えていることを説明しにくい。

(26) 『西宮記』の引用は増訂故実叢書本による。

(27) 天皇に対する元日の拝賀が元日朝賀儀礼から小朝拝へと変質してしまったのと同様に、宮臣からの朝賀が変質した可能性はある。

(28) ただし儀制令元日条は、皇太子・三后への拝賀を認めていた可能性がある（義解・穴説）から、群臣からの賀も宮臣からの朝賀も以前から行われていた可能性もある。とはいえ、少なくとも『弘仁式』『儀式』『延喜式』に見えるような儀礼は、九世紀以後の創出であると考えるのが無難であろう。

(29) 『弘仁式』の引用は新訂増補国史大系本による。

(30) 今本『儀式』が『貞観儀式』ではないという説もある（石塚一石「三大儀式の成立について」『日本上古史研究』七―二、一九六一年、武光誠「『儀式』の選定とその伝来」『古代文化』三〇―六、一九七八年）。

(31) 『類聚国史』巻七十一歳時二、二宮饗宴。

(32) この過程については既に、甲田利雄『年中行事御障子文注解』（続群書類従完成会、一九七六年）の「二日、皇后宮及東宮拝賀事」条に比較的詳しい考証がある。

(33) 『三代実録』の引用は新訂増補国史大系本による。

(34) 小朝拝の停止を命じた際の醍醐天皇の有名な発言を想起すれば、あるいはこの時の発言も、服喪上の問題という機会を捉えて皇太子受賀儀礼を本来の形で復興しようとしたものであるのかもしれない。

(35) 山下克明前掲（9）論文はこの変化を詳論されている。なお、古瀬奈津子氏が的確に言われているように（「平安京と律令政治」『古代史研究の最前線』二、雄山閣、一九八六年）、この問題は一儀礼や都城の問題として矮小化されてはならず、東宮機構の改編、ひいては皇太子制や天皇「家」そのものの変化という視点から論じられるべきものである。本小稿はそのための材料を提供することで尽きてしまうが、このような個別の作業の積み重ねの最終的目的が右にあることを明記しておきたい。

(36) 弥永貞三「古代の釈奠について」（『日本古代の政治と

史料』高科書店、一九八九年所収）。

(37) 平安時代前期においては、平城朝の皇太弟賀美能親王（後の嵯峨天皇）、嵯峨朝の皇太弟大伴親王（淳和天皇）と、現帝と比して年齢等に遜色のない皇位継承者が存在した。また、淳和朝の皇太子正良親王（仁明天皇）、仁明朝の皇太子恒貞親王は、太上天皇の実子という立場にあった。こうした「王権のミウチ的集団」（佐藤信「摂関制成立期の王権についての覚書」『摂関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年参照）内の関係という観点から皇太子受賀儀礼の創始やその日本的特質について勘案することは正当であろう。同時期に現われた皇后受朝賀儀礼と橘嘉智子や正子内親王の存在との関係をも合わせ考えると、かかる観点はより正当であるように思われる。またこうしたミウチ集団の秩序が変質してしまったのと並行してこれらの儀礼が「二宮大饗」に変質してしまったとも考えられよう。ただし、こうした当該期の特殊な要因のもとに生まれた儀礼ではあったとしても、典拠となった唐礼との比較を通じて、日本古代国家の支配層が皇太子という存在に対して持っていた一般的観念の一半を読み取ろうとすることも、必ずしも不当ではあるまい。

〔付記〕前稿中にはいくつかの初歩的な誤植・遺漏があった。とりあえず現在分かっている限りで訂正しお詫びしたい。

八四頁下段一二行目
「③」の下に「巻九十七」を挿入

八五頁上段一五行目など
都督刺使→都督刺史

八八頁下段一三・一六行目
朝廷→朝庭

九三頁下段一行目
軍事→郡司

一〇〇頁下段一八行目
改題→解題

一〇四頁上段二五行目
大津透氏の論考名の下に、『東洋文化研究所紀要』一一〇、一九八九年、の出典名を挿入